

熊本県吹奏楽コンクール実施規定の改訂について

改訂前	改訂後
<p>第一章 総 則</p> <p>第1条 熊本県吹奏楽コンクール及び九州吹奏楽コンクール熊本支部予選ならびに南九州小編成吹奏楽コンテスト熊本支部予選は、原則として全日本吹奏楽コンクール規定のもとに実施する。</p> <p>第2条 主催者は、熊本県吹奏楽連盟、熊本県文化協会、朝日新聞社、熊本県高等学校文化連盟吹奏楽部とする。</p> <p>第3条 出場団体は、コンクール正式申込締め切り日までに加盟手続きを完了するものとする。また、合同で出場する団体の加盟は各学校単位で行う。出場の意思決定については、所属長の判断によるものとする。</p> <p>第4条 九州吹奏楽コンクールには、Aパート出場団体より推薦する。なお、合同で出場の団体は九州大会への推薦はできない。また、南九州小編成吹奏楽コンテストには、中学校・高等学校AパートとBパートの出場団体より推薦する。なお、A・B両パートに出場した団体は、南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦はできない。詳細は内規に準ずる。</p> <p>第5条 中学校及び高等学校については、各日の上位団体による県代表選考会を実施する。</p> <p>第6条 第4条で推薦された団体は、九州吹奏楽コンクールあるいは南九州小編成吹奏楽コンテストに参加しなければならない。</p> <p>第7条 熊本県吹奏楽コンクールの実施期日・会場は、前年度までに理事会で決定する。 (略)</p>	<p>第一章 総 則</p> <p>第1条 <u>熊本県吹奏楽コンクールは、本県吹奏楽連盟、熊本県文化協会、朝日新聞社、熊本県高等学校文化連盟吹奏楽専門部の主催で実施する。</u></p> <p>第2条 <u>熊本県吹奏楽コンクールは、九州吹奏楽コンクール熊本支部予選ならびに南九州小編成吹奏楽コンテスト熊本支部予選を兼ねる。</u></p> <p>第3条 <u>熊本県吹奏楽コンクールは、原則として全日本吹奏楽コンクール規定のもとに実施する。</u></p> <p>第4条 出場団体は、コンクール正式申込締め切り日までに加盟手続きを完了するものとする。また、合同で出場する団体の加盟は、各学校単位で行う。出場の意思決定については、所属長の判断によるものとする。</p> <p>第5条 <u>九州吹奏楽コンクールならびに南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦は、次の通りとする。詳細は、内規に準ずる。</u> <u>(1) 九州吹奏楽コンクールには、Aパート出場団体より推薦する。なお、合同で出場の団体は九州大会への推薦はできない。</u> <u>(2) 南九州小編成吹奏楽コンテストには、中学校・高等学校AパートとBパートの出場団体より推薦する。なお、A・B両パートに出場した団体は、南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦はできない。</u></p> <p>第6条 <u>中学校及び高等学校については、熊本県吹奏楽コンクールにおける各日の上位団体により、九州吹奏楽コンクールならびに南九州小編成吹奏楽コンテストに推薦する県代表選考会を、それぞれ実施する。詳細は、内規に準ずる。</u></p> <p>第7条 <u>第5条および第6条で推薦された団体は、九州吹奏楽コンクールあるいは南九州小編成吹奏楽コンテストに参加しなければならない。</u></p> <p>第8条 熊本県吹奏楽コンクールの実施期日・会場は、前年度までに理事会で決定する。 (略)</p>

改訂前	改訂後
<p>第二章 実施部門・参加人員及び演奏規定</p> <p>第8条 実施部門及び参加人員規定。Aパートの定員は、全日本吹奏楽連盟の規定に準ずる。Bパートの演奏は15名以内とする。(下表参照)</p> <p>(略)</p> <p>第三章 参加資格</p> <p>第10条 各実施部門の参加者は次の通りとする。</p> <p>(1) 小学校の部</p> <p>構成メンバーは同一の小学校に在籍している児童とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第二章 実施部門・参加人員及び演奏規定</p> <p>第9条 実施部門は、<u>小学校の部、中学校の部、高等学校の部、大学の部、職場・一般の部とする。</u></p> <p>第10条 実施部門において「Aパート」「Bパート」を設け、その参加人員は次の通りとする。(後掲【参考資料】参照)</p> <p><u>(1) Aパートの定員は、全日本吹奏楽連盟の規定に準ずる。</u></p> <p><u>(2) Bパートの演奏人員は15名以内とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第三章 参加資格</p> <p>第12条 <u>各実施部門の参加者の資格は次の通りとする。</u></p> <p>(1) 小学校の部</p> <p><u>構成メンバーは同一の小学校に在籍している児童とする。但し、次の各号を満たすことを条件に合同バンドおよび地域バンドでの参加を認める。</u></p> <p>①合同バンド</p> <p><u>1 合同は原則2校とすること。但し、その2校のそれぞれの団体、またはいずれかの団体が単独で参加できない学校同士の合同でなければならない。</u></p> <p><u>2 それぞれの学校が熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。</u></p> <p><u>3 大会に出場する場合は、所属する児童が全員出場すること。</u></p> <p><u>4 合同での出場をしなければならない理由があると理事長が認めること。</u></p> <p><u>なお、連盟で内情を確認し、合同バンドでの参加資格を満たすか否か、理事長が判断する。この合同バンドは九州吹奏楽コンクールに推薦することができる。</u></p> <p>②地域バンド</p> <p><u>1 地域バンドが熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。</u></p> <p><u>2 メンバーの構成が小学生のみであること。</u></p> <p><u>なお、連盟で内情を確認し、地域バンドでの参加資格を満たすか否か、理事長が判断する。この地域バンドは九州吹奏楽コンクールへの推薦はできる。</u></p> <p>(中略)</p>

改訂前	改訂後
<p>(6) 小学校と中学校の合同は、中学校の部への出場を認める。 中学校と高等学校の合同は、高等学校の部への出場を認める。 同一部門との合同は（小学校、中学校、高等学校）、3校までの合同を認める。 (略)</p>	<p>(6) <u>上記(1)に掲げた「合同バンド」以外の合同による参加については、次の通りとする。</u> <u>1 合同するすべての学校・団体が、それぞれ熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。</u> <u>2 連盟で内情を確認し、合同の可否について検討した上で、理事長が判断してこれを認めた場合。</u> <u>3 同一経営でない小学校と中学校の合同については、中学校の部への出場を認める。</u> <u>4 同一経営でない中学校と高等学校の合同については、高等学校の部への参加を認める。</u> <u>5 同一部門(小学校、中学校、高等学校)における合同については、3校までとする。</u> <u>6 本項で定める合同による参加については、九州吹奏楽コンクールへ推薦することはできない。</u> (略)</p>
<p>第五章 審査・表彰規定及び出演順 (略)</p>	<p>第五章 審査・表彰規定及び出演順 (略)</p>
<p>第23条 審査員の数は、原則として5名とする。</p>	<p><u>第25条</u> 審査員の数は、原則として<u>5～7名</u>とする。 (略)</p>
<p>第24条 審査規定 (1) 審査方法は、コンクール内規によるものとし、各パート毎に、金賞・銀賞・銅賞の各賞を決定する。 (2) 次の場合は失格となる。 ①決められている演奏時間をオーバーしたとき。 ②各部門、各パートの定員をオーバーした人数で演奏したとき。 ③プログラムに記入してある演奏者人数をオーバーしたとき。 ④その他九州吹奏楽コンクール及び南九州小編成吹奏楽コンテストの規定に反する行為があったとき。 (3) 九州吹奏楽コンクール及び南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦は、合計点の上位より決定する。 (略)</p>	<p><u>第30条</u> 次の場合は失格となる。 <u>(1) 決められている演奏時間をオーバーしたとき。</u> <u>(2) 各部門、各パートの定員をオーバーした人数で演奏したとき。</u> <u>(3) プログラムに記入してある演奏者人数をオーバーしたとき。</u> <u>(4) その他九州吹奏楽コンクール及び南九州小編成吹奏楽コンテストの規定に反する行為があったとき。</u> (略)</p>

熊本県吹奏楽コンクール演奏内規の改訂について

改訂前	改訂後
<p>1 課題曲の使用楽器については、 (中略) その際、音・音域を変えてはいけない。(オクターブ上げたり下げたりすること等不可：スコアに書かれている音の高さで演奏すること) また、ホルネットに関しては、トランペットをその団体が持ち合わせていないときに限り、トランペットの代用楽器として許可される。 (略)</p>	<p><u>熊本県吹奏楽コンクール実施規定第17条および第18条により、熊本県吹奏楽コンクール演奏内規を次の通り定める。</u></p> <p>第1条 課題曲の使用楽器については、 (中略) その際、音・音域を変えてはいけない。(オクターブ上げたり下げたりすること等不可：スコアに書かれている音の高さで演奏すること) <u>但し、オプションパートの代用は認められない。</u> また、ホルネットに関しては、トランペットをその団体が持ち合わせていないときに限り、トランペットの代用楽器として許可される。 <u>但し、代用楽器による他パートの代用は、認められない。</u> <u>*吹奏楽の編成(木管楽器・金管楽器・打楽器)を著しく欠く編成(金管バンドやサクソオーケストラなど)は、九州吹奏楽コンクール内規(平成30年2月14日理事会議決)により、九州吹奏楽コンクールに推薦できない。</u> (略)</p>

熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規の改訂について

改訂前	改訂後
<p>2 各パートにおける贈賞について (中略)</p> <p>(ウ) 九州大会代表選考会の出場団体については、中学校及び高等学校Aパートの各日の成績により金賞の中から上位5団体とする。ただし、その日の金賞を受賞した団体が5団体未満の時は、金賞団体のみ九州大会代表選考会に出場する。 (中略)</p> <p>(エ) 南九州大会代表選考会の出場団体については、中学校及び高等学校それぞれ、中学校Bパートの各日の成績により金賞の中から上位3団体、高等学校Bパートの成績により金賞の中から上位5団体とする。ただし、中学校Bパート2日目の金賞を受賞した団体が3団体未満のときは、金賞団体のみ中学校南九州大会代表選考会に出場する。また、中学校南九州大会代表選考会への中学校Bパートからの出場団体数が6団体未満となった場合、中学校Bパートの全日程の終了後、金賞を受賞したが推薦されなかった全団体の中から、成績上位の団体を不足団体分推薦する。 (略)</p>	<p><u>熊本県吹奏楽コンクール実施規定第26条により、熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規を次のように定める。</u></p> <p>第4条 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」および「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」への上場団体については、次の通りとする。</p> <p>(1)「九州吹奏楽コンクール代表選考会」については、次の通りとする。</p> <p>1. 中学校および高等学校のそれぞれの部門において、Aパートの各日の成績が金賞であった団体のうち、<u>上位4団体</u>とする。</p> <p>2. 上記1において、当該実施日における金賞受賞団体が<u>4団体未満</u>のときは、金賞団体のみ、「九州吹奏楽コンクール代表選考会」に出場するものとする。</p> <p>3. 上記1・2により選出された団体数が、当該部門当該パートの実施日数×<u>4団体未満</u>となった場合、(以下、中略)</p> <p>(2)「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」については、次の通りとする。</p> <p>1. <u>中学校および高等学校のそれぞれの部門において、Bパートの各日の成績が金賞であった団体のうち、上位3団体</u>とする。</p> <p>2. 上記1において、当該実施日における金賞受賞団体が<u>3団体未満</u>のときは、<u>金賞団体のみ、「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」に出場するものとする。</u></p> <p>3. <u>上記1・2により選出された団体数が、当該部門当該パートの実施日数×3団体未満となった場合、不足する団体数分を、当該部門当該パートの全日程の終了時に、金賞を受賞かつ「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」へ推薦されなかった団体のうち成績上位の団体を推薦する。</u> (略)</p>